

第154期 中間決算公告

2019年12月27日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
代表取締役頭取 大石 慶之

中間貸借対照表(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	115,858	預 金	1,683,031
有 価 証 券	362,869	譲 渡 性 預 金	180,000
貸 出 金	1,532,356	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	13,519
外 国 為 替	1,607	借 用 金	40,000
そ の 他 資 産	8,800	外 国 為 替	66
そ の 他 の 資 産	8,800	そ の 他 負 債	8,881
有 形 固 定 資 産	29,459	未 払 法 人 税 等	237
無 形 固 定 資 産	5,759	リ ー ス 債 務	213
前 払 年 金 費 用	658	資 産 除 去 債 務	15
繰 延 税 金 資 産	5,212	そ の 他 の 負 債	8,415
支 払 承 諾 見 返	1,873	賞 与 引 当 金	608
貸 倒 引 当 金	△ 12,783	株 式 報 酬 引 当 金	22
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	84
		偶 発 損 失 引 当 金	727
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,584
		支 払 承 諾	1,873
		負 債 の 部 合 計	1,931,400
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,300
		資 本 剰 余 金	24,600
		資 本 準 備 金	24,600
		利 益 剰 余 金	48,959
		利 益 準 備 金	1,904
		そ の 他 利 益 剰 余 金	47,055
		繰 越 利 益 剰 余 金	47,055
		株 主 資 本 合 計	111,859
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,826
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,588
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,413
		純 資 産 の 部 合 計	120,273
資 産 の 部 合 計	2,051,673	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,051,673

中間損益計算書 (2019年4月 1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,002
資 金 運 用 収 益	12,100	
(うち貸出金利息)	(10,558)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,535)	
役 務 取 引 等 収 益	1,544	
そ の 他 業 務 収 益	678	
そ の 他 経 常 収 益	679	
経 常 費 用		16,414
資 金 調 達 費 用	129	
(うち預金利息)	(102)	
役 務 取 引 等 費 用	829	
そ の 他 業 務 費 用	5	
営 業 経 費	11,330	
そ の 他 経 常 費 用	4,118	
経 常 損 失 (△)		△ 1,411
特 別 損 失		107
固 定 資 産 処 分 損	107	
税 引 前 中 間 純 損 失 (△)		△ 1,518
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5	
法 人 税 等 調 整 額	245	
法 人 税 等 合 計		250
中 間 純 損 失 (△)		△ 1,769

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支払見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,594 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,783 百万円、延滞債権額は 29,417 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 612 百万円であります。
 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,222 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 39,035 百万円であります。
 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 14,767 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

現金預け金	25 百万円
有価証券	178,257 百万円
その他の資産	22 百万円

 担保資産に対応する債務

預金	4,595 百万円
債券貸借取引受入担保金	13,519 百万円
借入金	40,000 百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 9,025 百万円及びその他の資産 3,000 百万円を差し入れております。
 また、その他の資産には、保証金は 3,078 百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、88,805 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 83,701 百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じて

おります。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日
 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,463 百万円
 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 298 百万円であります。
 12. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は 7.98% であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 558 百万円含んでおります。
 2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3,259 百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

1. 子会社・子法人等株式（2019 年 9 月 30 日現在）
 子会社・子法人等株式で時価のあるものは該当ありません。
 なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	1,594

2. その他有価証券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,252	3,619	1,633
	債券	245,496	244,127	1,369
	国債	45,244	44,909	334
	地方債	61,589	61,296	292
	社債	138,663	137,920	742
	その他	50,420	46,472	3,947
	小計	301,169	294,219	6,949
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,193	1,339	△145
	債券	18,739	18,836	△96
	国債	11,701	11,791	△90
	地方債	3,616	3,621	△4
	社債	3,422	3,424	△1
	その他	38,832	41,467	△2,634
	小計	58,766	61,643	△2,877
合計		359,935	355,862	4,072

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	867
その他	471
合計	1,339

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,309 百万円
退職給付引当金	1,649 百万円
有価証券償却	186 百万円
その他	<u>2,946 百万円</u>
繰延税金資産小計	8,092 百万円
評価性引当額	<u>△1,604 百万円</u>
繰延税金資産合計	6,487 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,246 百万円
その他	<u>28 百万円</u>
繰延税金負債合計	1,274 百万円
繰延税金資産の純額	<u>5,212 百万円</u>

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 680 円 00 銭

1 株当たりの中間純損失金額 10 円 00 銭

潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第154期 中間決算公告

2019年12月27日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
代表取締役頭取 大石 慶之

中間連結貸借対照表(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	115,858	預 金	1,681,802
有 価 証 券	361,858	譲 渡 性 預 金	180,000
貸 出 金	1,531,731	債券貸借取引受入担保金	13,519
外 国 為 替	1,607	借 用 金	40,000
そ の 他 資 産	10,823	外 国 為 替	66
有 形 固 定 資 産	29,472	そ の 他 負 債	9,924
無 形 固 定 資 産	5,763	賞 与 引 当 金	619
繰 延 税 金 資 産	5,499	株 式 報 酬 引 当 金	22
支 払 承 諾 見 返	1,873	退 職 給 付 に 係 る 負 債	307
貸 倒 引 当 金	△ 13,212	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	84
		偶 発 損 失 引 当 金	727
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,584
		支 払 承 諾	1,873
		負 債 の 部 合 計	1,931,535
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,300
		資 本 剰 余 金	24,653
		利 益 剰 余 金	48,989
		株 主 資 本 合 計	111,943
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,826
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,588
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 650
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	7,762
		非 支 配 株 主 持 分	33
		純 資 産 の 部 合 計	119,739
資 産 の 部 合 計	2,051,275	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,051,275

中間連結損益計算書 (2019年4月 1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,185
資 金 運 用 収 益	12,106	
(うち貸出金利息)	(10,564)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,535)	
役 務 取 引 等 収 益	1,711	
そ の 他 業 務 収 益	678	
そ の 他 経 常 収 益	689	
経 常 費 用		16,596
資 金 調 達 費 用	129	
(うち預金利息)	(102)	
役 務 取 引 等 費 用	826	
そ の 他 業 務 費 用	5	
営 業 経 費	11,464	
そ の 他 経 常 費 用	4,170	
経 常 損 失 (△)		△ 1,410
特 別 損 失		107
固 定 資 産 処 分 損	107	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失 (△)		△ 1,517
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11	
法 人 税 等 調 整 額	245	
法 人 税 等 合 計		256
中 間 純 損 失 (△)		△ 1,774
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)		△ 1
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)		△ 1,773

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

東日本ビジネスサービス株式会社

東日本保証サービス株式会社

東日本銀ジェーシービーカード株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

3社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

その他 3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、債権額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査

定を実施しております。

連結される子会社については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

6. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。連結される子会社も主として税抜方式によっております。

なお、当行の固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間のその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社の株式を除く） 583百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,784百万円、延滞債権額は29,423百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は612百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,222百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,042百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,767百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	25百万円
有価証券	178,257百万円
その他資産	22百万円

担保資産に対応する債務

預金	4, 595百万円
債券貸借取引受入担保金	13, 519百万円
借入金	40, 000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券9, 025百万円及びその他資産3, 000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金3, 078百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91, 727百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが83, 641百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 11, 484百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は298百万円であります。
12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は7.97%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 中間包括利益 △ 3 4 1 百万円
2. 「その他経常収益」には、株式等売却益 5 5 8 百万円を含んでおります。
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3, 3 1 1 百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	115,858	115,858	—
(2)有価証券			
その他有価証券	359,935	359,935	—
(3)貸出金	1,531,731		
貸倒引当金(*1)	△12,711		
	1,519,019	1,525,210	6,190
資産計	1,994,813	2,001,004	6,190
(1)預金	1,681,802	1,681,908	105
(2)譲渡性預金	180,000	180,000	—
(3)債券貸借取引受入担保金	13,519	13,519	—
(4)借入金	40,000	40,000	—
負債計	1,915,322	1,915,428	105
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9	9	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4)	(4)	—
デリバティブ取引計	4	4	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金についても、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づく信用リスク、担保による保全状況等を勘案し、時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアムを算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金、及び(4)借入金

債券貸借取引受入担保金及び借入金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引の金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2) (*3)	867
② 組合出資金(*3) (*4)	471
合 計	1,339

- (※ 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※ 2) 非連結の子会社の株式583百万円は含めておりません。
- (※ 3) 当中間連結会計期間において、非上場株式については、減損処理を行っておりません。また、組合出資金について5百万円減損処理を行っております。
- (※ 4) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,252	3,619	1,633
	債券	245,496	244,127	1,369
	国債	45,244	44,909	334
	地方債	61,589	61,296	292
	社債	138,663	137,920	742
	その他	50,420	46,472	3,947
	小計	301,169	294,219	6,949
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,193	1,339	△145
	債券	18,739	18,836	△96
	国債	11,701	11,791	△90
	地方債	3,616	3,621	△4
	社債	3,422	3,424	△1
	その他	38,832	41,467	△2,634
	小計	58,766	61,643	△2,877
合計		359,935	355,862	4,072

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 676円80銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純損失金額 10円02銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。